（参加のための条件）

第３条の２　契約責任者（契約規則第３条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。(ロ)

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　総務本部長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第10条の規定による資格登録の審査については、随時に、しなければならない。この場合において、資格登録を希望する者はいつでも審査を申請することができることとし、かつ、総務本部長は合理的に短い期間内に、資格登録を希望する者に対し資格登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。(ロ)

２　総務本部長は、契約規則第10条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約規則第10条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。(ロ)

３　総務本部長は、契約規則第10条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

４　総務本部長は、契約規則第10条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに当該資格の基本となるべき事項並びに契約規則第10条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

５　総務本部長は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達する物品等又は特定役務の種類

二　契約規則第10条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続

６　総務本部長は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第５条　契約責任者は特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。(イ)(ロ)

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　入札保証金に関する事項

六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達に係る入札の公告の日付

七　契約規則第15条の規定による申請の時期及び場所

八　第10条に規定する文書の交付に関する事項

九　落札者の決定の方法

２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約責任者は、第１項の規定による公告において、当該契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日又は契約規則第15条の規定による申請の時期(イ)

三　契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称

（指名競争の公示等）

第７条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約規則第31条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。

３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。(イ)

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項(ロ)

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　総務本部長は特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合においては公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約規則第10条による申請があったときは、速やかに、その者が契約規則第10条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規則第10条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。(イ)

３　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。(イ)

（技術仕様）

第９条の２　契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力